

常陸大宮市消防本部自動体外式除細動器（AED）貸出要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、本市で開催され多くの市民が参加する行事等における救命活動に備えるため、消防本部が所有する自動体外式除細動器（以下「AED」という。）を貸出しするものとし、常陸大宮市物品貸付規程（平成3年11月1日訓令第17号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

（貸出機器）

第2条 この要綱により貸出AEDは1台とし、常陸大宮市東消防署に配置する。

（貸出対象行事）

第3条 貸出対象となる行事は、市内において開催されるスポーツ競技、各種行事、講習会、イベント等（以下「各種イベント等」という。）とする。ただし、営利を目的とするものを除くものとする。なお、その他消防長が特に必要と認めたときは貸出しできるものとする。

（貸出対象団体）

第4条 貸出対象となる団体は、市民が参加する各種イベント等を主催する団体の代表者とし、公共、民間のいずれであるかを問わない。

（貸出条件）

第5条 貸出しに当たっては、次の各号に掲げる事項を貸出条件とする。

（1）原則、次のいずれかの者を各種イベント等の期間中、会場に配置すること。

ア 医師、看護師等

イ 消防署等で実施するAEDの使用、心肺蘇生処置の講習を修了した者

（2）各種イベント等の主催者は、開催期間中AEDが会場に配置されていることを周知すること。

（3）貸出AEDは、引渡し、維持、修理及び返納に要する費用は、借受人が負担すること。

（4）貸出AEDは、善良な管理者の注意をもって保管し、亡失、き損等の場合は借用人が損害賠償の責を負うこと。

（5）貸出AEDは、転貸または譲渡してはならないこと。

（6）貸出AEDは、貸出しの目的以外の用途に使用しないこと。

（7）貸出AEDは、貸出期間満了の日までに指定された場所に返納すること。

（8）その他消防長が必要と認める事項。

（貸出期間）

第6条 貸出期間は、各種イベント等の開催期間及びその前後の期間とし、最長7日間とする。ただし、貸出しが重複しない場合で、消防長が必要と認めたときはこの限りでない。

(経費)

第7条 A E Dの貸出しに関する経費は、次の各号のとおりとする。

- (1) 貸出しは無償とする。
- (2) 救命処置でA E Dを使用した場合の消耗品は無償とする。
- (3) 貸出期間中における、A E Dの搬送及び維持管理に要する経費は借り受けた団体が負担するものとする。

(貸出申請)

第8条 A E Dの貸出しを希望する団体の代表者（以下「借用者」という。）は、貸出しを受けようとする5日前までにA E D貸出申請書（様式第1号）により消防長に申請するものとする。

(貸出許可等)

第9条 消防長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、貸出しを許可する場合は、A E D貸出許可書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。この場合において、貸出期間の重複があった場合は、原則として申請順に許可するものとする。

(返却等)

第10条 借用者は返却予定日までにA E Dを持参し、点検を受け、A E D使用実績報告書（様式第3号）により報告しなければならない。

(損害賠償)

第11条 借用者は、故意または過失によってA E Dを亡失またはき損させた場合は、A E D亡失・き損報告書（様式第4号）により消防長に報告するとともに、借用者が損害賠償の責を負わなければならない。

(貸出中止)

第12条 消防長は、借用者が貸出期間中に本要綱に違反し、その他特に必要と認めたときは返還させることができる。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年5月1日から施行する。